

新型コロナウイルスによる
外出自粛・時短要請等の影響を受けた
事業者の皆さまへ

中小企業者向けの支援金のご案内

国の支援金等の対象外となる事業者に、市独自の支援金を給付します。

給付金対象者 以下の①～⑤に全てに該当する事業者の皆さまが対象です。

- ①令和2年12月までに創業し、千葉市内に「本店」又は「主たる事業所」を有する中小事業者等。
- ②国の一時支援金・月次支援金及び都道府県による営業時間短縮要請に伴う協力金の対象とならない。
- ③令和3年1月から令和3年5月までの間で、対象月の売上げが、前年同月比あるいは前々年同月比20%以上50%未満減少している（1～3月は任意の1か月で判定）。
- ④対象月の売上減少額が給付金以上ある（1～3月は合計額で判定）。
- ⑤引き続き千葉市内で事業継続の意思がある。

給付額 指定口座へお振り込みします。

対象月	1～3月	4月	5月
給付額	15万円	5万円	5万円

最大25万円の給付が受けられます。
2つの支援金が1度で申請できます。

中小企業者向けの支援金ホームページ

検索キーワード

千葉市 中小企業者向けの支援金



申請期間 令和3年**5月31**日（月）～ 令和3年**8月31**日（火）※郵送の場合は当日消印有効

申請方法 **オンライン**又は**郵送**にて受付します。（オンラインのほうが早く審査されます。）
*新型コロナウイルス感染防止の観点から、対面窓口の設置はありません。

オンライン申請窓口（URL）

法人の方はこちら

<https://amarys-jtb.jp/chibacity1/>



個人事業主の方はこちら

<https://amarys-jtb.jp/chibacity2/>



郵送申請窓口（郵送先）



〒260-0015

千葉市中央区富士見2-15-11 IMI千葉富士見ビル4階

千葉市中小企業者向け支援金事務局 宛て

問い合わせ先：千葉市中小企業者向け支援金事務局

☎043-202-1821 平日8:30～17:30（土日・祝日はお休み）

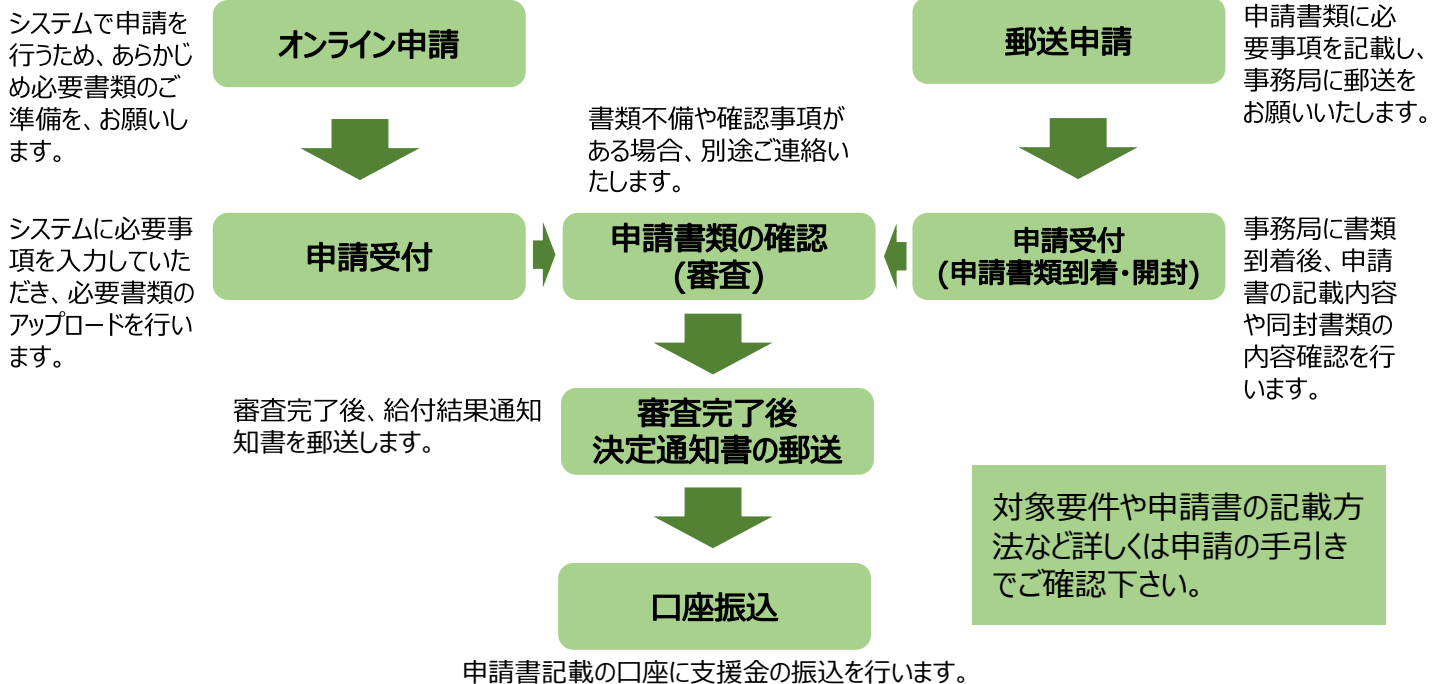
注意!

支援金の不正受給は犯罪です!

申請の手引きで給付要件をよく確認し、不正受給にならないよう、
十分注意して申請手続きを行ってください。

千葉市中小企業者向け支援金 申請フローとQ&A

申請から振り込みまでの流れ



Q&A

Q 申請書類の入手方法は？

A 市役所本庁舎（2F産業支援課）、区役所に配架しております。また市ホームページからダウンロードが可能です。

Q 1月～3月分と、4月分、5月分の3回に分けて申請することは可能か？

A ①1月～3月分、②4月分、③5月分を分けて申請することは可能ですが、申請書類を複数回提出いただく必要があるため、まとめて申請することをお勧めします。

Q 支援金の対象となる中小企業者とは？

A 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項で規定する法人又は個人が対象です。

業種	下記のいずれかを満たす者	
	資本金	従業員の数
小売業/飲食業	5,000万円以下	50人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業（生活関連サービス業、娯楽業 教育、学習支援、医療福祉、その他）	5,000万円以下	100人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
ソフトウェア業/情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
その他（建設業、製造業、運輸業、鉱業、 不動産業、旅行業、農林漁業、その他）	3億円以下	300人以下

なお、中小企業基本法に基づかない法人格を持つ法人格（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、組合等）の場合も、上記表を準用し、各業種ごとに規定される規模以下の場合には支援金の対象となります。

Q どのくらいの期間で給付が受けられるか？

A 書類に不備が無い場合は、最短で3週間程度で支援金をお振り込みします。

Q 申請手続きの方法について

A 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、①オンライン、又は、②郵送の2つの方法のみとし、対面による、申請窓口はありません。

Q 申請に必要な書類は？

A 郵送の場合には、所定の①申請書、②誓約書・同意書のほか、③直近2年分の確定申告書類の写し、④振込先口座の写しなどをご提出いただきます。なお、オンライン申請の場合も①～④の電子データのアップロードが必要となりますので、あらかじめスキャンデータ（PDF）や文字が読める画像データ（jpg）などをご用意ください。